

飛驒市監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年12月18日

飛驒市監査委員 島田 哲吉

飛驒市監査委員 水上 雅廣

# 令和7年度定期監査報告書

## 第1 監査実施日

令和7年11月12日（水）、17日（月） 2日間

## 第2 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査

## 第3 監査の着眼点及び実施内容

令和7年度の財務に関する事務の執行及び経営にかかる事業の管理について、関係法令等の定めるところに従って合理的、能率的に執行されているかを検証することを目的に実施した。  
あらかじめ指定した資料及び関係書類等の提出を求め、所属長ほか担当職員から事情聴取を行う等の方法により実施した。

## 第4 監査の対象

対象施設	内容
河合小学校	・給食費、学級費等の取扱い管理状況について
宮川小学校	・情報セキュリティの管理状況について
古川西小学校	・郵券、備品、薬品の管理状況について

## 第5 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、関係法令等に準拠し、概ね適正に執行されていると認めた。

なお、軽易な事項については、その都度口頭で指摘したが、特に要望したい事項については、次のとおりであるので検討されたい。

## （1）小中学校の管理状況等について

① 学級費等の取扱い管理状況については、保護者から学校口座への振込により集金され、通帳・銀行印等は金庫で保管されており、入出金については、複数名での決裁を了して行われていることを確認した。現金の取り扱いは無かった。

また、未収金が発生した場合の対応についても、複数月に及ばないよう電話や通知による滞納整理に積極的に取り組まれている。今後も適正な取り扱いを行うよう努められたい。

河合小学校において、過去に取引があった通帳で現在動きのない通帳、また利息が残ったままの通帳が確認された。通帳管理（入金誤り等）のリスクを防ぐためにも動きのない通帳は整理し適切な管理に努められたい。

② 情報関連物品の管理状況については、学習用タブレット端末の管理状況は、使用時以外は鍵のかかる保管庫に保管され、鍵についても別途保管されていた。また、誰にどのタブレット端末が割り振られているかは一覧表にて管理されていたが、貸与日が記録されていないため、貸与・返却についても記録して管理されたい。

③ 郵券の管理については、帳簿と残枚数を確認したところ一致していた。備品の管理については、学校備品管理システムを活用し管理されていた。ただし、既に廃棄処理となっている備品が台帳上表示されたままになっている事例が見受けられた。今一度システム操作について確認し、表示方法について検討し適切な備品管理に努められたい。

薬品の管理については、台帳で適正に管理され、保存棚の鍵の管理も適正にされていた。ただし、長期間保管していると思われる薬品が見受けられた。取り扱いにより危険が伴う場合があるため、学校全体として国からの通達に従って適正な管理（廃棄）に努められたい。